

公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和 8 年 7 月 14 日

日向市長 西 村 賢

1. 目的

本業務は、本市が推進する「世界でいちばん、休める街へ」のブランドコンセプトに基づき、都市部在住の 20～30 代を主なターゲットとして、本市の多角的な魅力を全国へ発信することを目的とする。

また、高い発信力を持つインフルエンサー・クリエイター・タレント等を活用し、本市への訪問を通じて、表面的な観光情報ではない多様な魅力を「ストーリー」として構築し、発信することで、本市の認知度向上と継続的に地域と関わる「関係人口」の創出・拡大を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度日向市インフルエンサー等活用情報発信業務委託

(2) 委託内容

別添「令和 8 年度日向市インフルエンサー等活用情報発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザル受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(4) 委託料上限

9,900,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 委託予定者選考方法

日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示 128 号）第 2 条第 4 号に規定する公募型プロポーザル方式により選考する。

4. 提案者の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 8・9 年度日向市建設業者等有資格業者名簿の「業務委託」に、上記(8)の事業者として登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、別紙「令和 8 年度 日向市インフルエンサー等活用情報発信事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領」に定める手続を行った上で資格を有すると認められる場合に、名簿に登録されている者とする。
- (9) 当該業務を遂行するために十分な知識・技術・体制を有し、過去 5 年間（令和 3～令和 7 年度）に自治体や企業におけるプロモーションに関する実績を有すること。

5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	7 月 14 日 (火)
質問受付期間	7 月 14 日 (火)～7 月 21 日 (火)17 時
質問回答期日	7 月 21 日 (火)
参加表明書及び入札参加資格届出書の提出期限	7 月 24 日 (金)17 時必着
参加資格確認結果通知	7 月 29 日 (水)
企画提案書等の提出締切	8 月 21 日 (金)17 時必着
プレゼンテーション通知	8 月 24 日 (月)
プレゼンテーション及びヒアリング (オンライン)	8 月 28 日 (金)
特定結果の通知	8 月 31 日 (月)
業務内容の最終打ち合わせ	別途通知
契約	9 月上旬

6. 事務局

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市経済戦略部ふるさとプロモーション課 (担当：山下)

TEL：0982-66-1026 Mail：f_promotion@hyugacity.jp